

弘前市指名競争入札
(電子入札用)

入札参加者マニュアル

建設工事

令和4年4月

弘前市総務部契約課契約係

電子入札に係る弘前市指名競争入札について

弘前市では、入札における事務の軽減、事業者育成等を図るため「指名競争入札」を実施しています。

対象となるものは、原則として、

- ・ 設計金額が130万円超 500万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事
- ・ 設計金額が130万円超 1000万円未満のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事
- ・ 設計金額に関わらず、上記以外の専門工種工事

となります（個別案件によっては条件付き一般競争入札等で発注される場合もあります。）。

また、上記の対象工事の入札手続きは、新型コロナウイルス感染症対策や、入札書等提出のための入札参加者の移動や接触機会を減らすほか、開札時間の短縮等を目的として、指名通知から落札者決定までの一連の入札手続きを、インターネットを通じて電子的に行う電子入札システムを用いて実施する電子入札の対象となります。

○指名競争入札とは？ <条件付き一般競争入札との違い>

「条件付き一般競争入札」は、入札公告により入札情報を広く一般にお知らせし、業者の皆様の判断で、入札参加の条件等に合致する場合に入札に参加していただくものですが、「指名競争入札」は、入札に参加する業者を発注者である市が指名して行う入札です。指名された業者の皆様は、指名された入札案件の指名通知書、設計図書等をご確認の上、参加してください。

○電子入札とは？

電子入札は、電子入札システムにおいて、発注者が各種通知書の発行を行い、入札参加者が入札書等の提出を行うものです。そのため、入札参加者は、指名通知書に定める入札期間中に、自社のＩＣカードとパソコンを用いて電子入札システム上で入札書及び工事費内訳書を提出していただくこととなります。

○指名通知から入札結果の公表までの手順

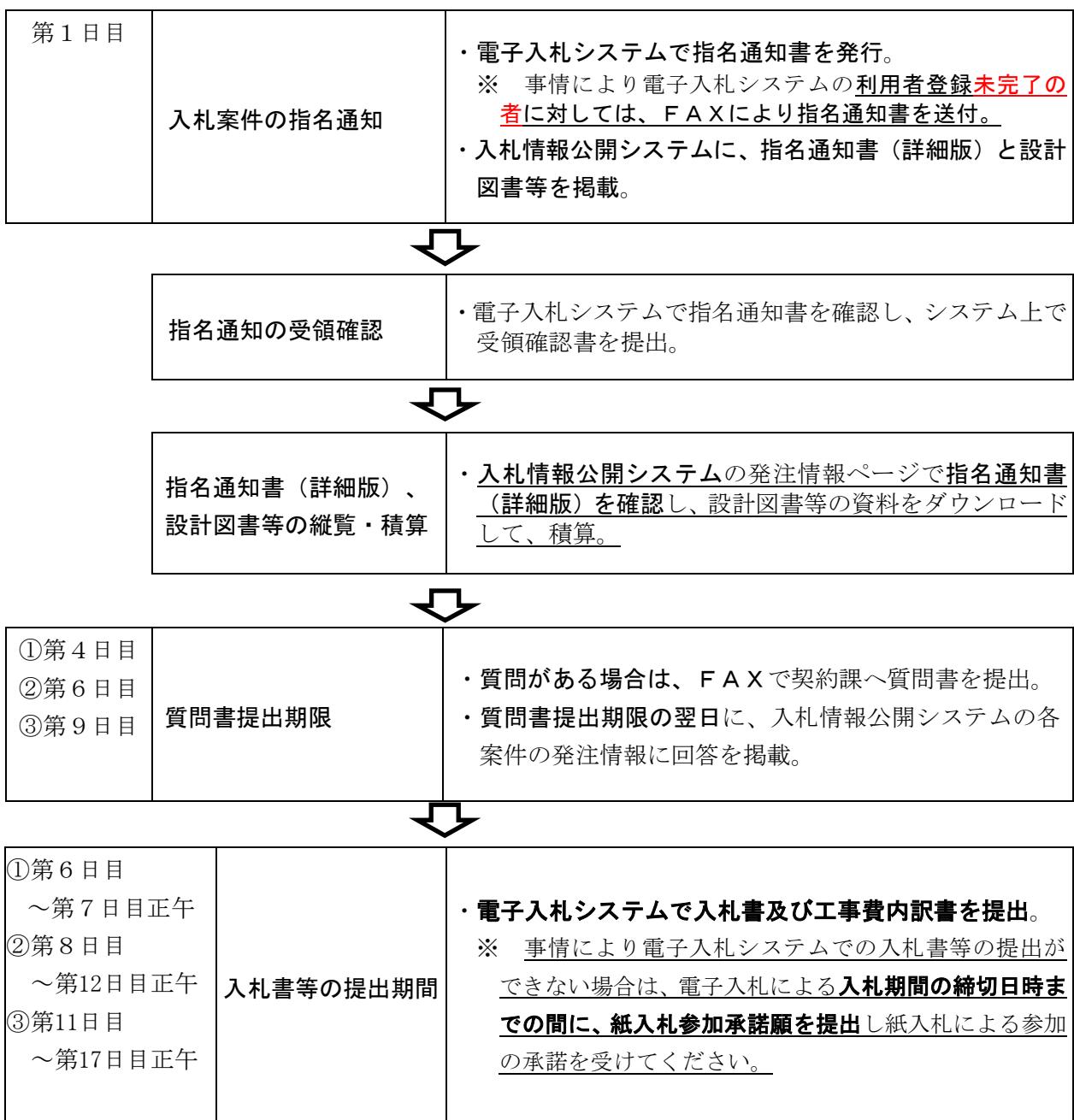
※ 本ページの「第〇日目」の表示は、標準的な目安となる開庁日換算の日数ですので、案件ごとの各種期日は、必ず、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載されている指名通知書（詳細版）で確認してください。

また、設計金額の規模により日数が異なります。

「第〇日目」表示欄のうち、

- ① 設計金額が130万円超 500万円未満の建設工事の日数
- ② 設計金額が500万円以上 5000万円未満の建設工事の日数
- ③ 設計金額が5000万円以上の建設工事の日数

を表しています。





①第8日目 ②第13日目 ③第18日目	開札執行、落札者の決定	通常、 月曜日・水曜日・金曜日 に開札執行。 ※ 入札（開札）には、 <u>入札参加者の立会い・傍聴は行いません。</u> ※ <u>紙入札による参加を承諾された場合は、開札日時に開札場所で、入札書及び工事費内訳書を入札箱に提出することになります。</u> ※ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって入札した者を落札者とし、電子入札システムで落札者決定通知書を入札参加者に発行します。
---------------------------	-------------	---



入札結果の公表	入札結果は入札情報公開システムに掲載。
---------	---------------------

1 発注案件の指名通知・公表

発注案件がある場合は、電子入札システムにより指名通知書を発行し、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに指名通知書（詳細版）を掲載します。

指名通知書（詳細版）には、入札に関する各期日、入札条件等詳細事項などの諸条件が記載されているので、熟読の上、指定された期間内に入札書等の提出などの手続きをしてください。

なお、事情により当市の電子入札システムへの利用者登録が完了していない者に対しては、当面の間、これまでどおり FAXにより指名通知書を送付します。

2 設計図書等の縦覧

設計図書等は原則、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

なお、設計図書等にはパスワードは設定しません（指名業者以外でも閲覧できます。）。

※ 入札情報公開システムは、電子入札用の I C カードがない場合でも、インターネットを閲覧できる環境があれば基本的には閲覧できます。

3 質問・回答

設計図書等に対する質問書の受付は FAXにより行い、回答は、質問書受付締切日の翌日に入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載します。

質問書の送付先は、契約課（FAX：0172-35-2199）です。

質問書の様式は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集（「必要に応じて提出する様式」ページに掲載）、又は入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載されている設計図書等からダウンロードしてください。

4 入札書・工事費内訳書の提出方法

(1) 入札書

入札書は、電子入札システムにおいて、各案件の入札書画面で「入札金額」及び「くじ入力番号（注）」を入力し、提出処理を行ってください。なお、入札書は、再提出できませんので、「入札書提出」ボタンを押す前に入力内容をよくご確認ください。

市の承諾を得て紙入札を行う者は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集から電子入札用の「入札書（工事・紙入札用）」様式をダウンロードして入札書を作成してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。入札書作成の際は、電子入札システムの自動抽選機能を使用する際に必要なため、入札書右下の「くじ入力番号」欄に任意の3桁の数字を記入してください。記入がない場合は「000」として取り扱います。

（注）同額抽選の際に使用するもの。任意の3桁の数字を入力してください。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書には、入札金額の根拠となる工事費等の内訳を記入してください。

入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合や、計算間違いがある場合は、その入札は無効となります。

工事費内訳書の様式は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集から電子入札用の様式をダウンロードして作成の上、電子入札システムの入札書画面で添付して提出してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。

入札書提出時に添付する工事費内訳書の電子ファイルは、「弘前市電子入札実施要領運用基準」における電子ファイルの作成基準によることとし、原則として、Excelファイル又はPDFファイルの形式で添付してください。

(3) 紙入札の場合の入札書及び工事費内訳書

電子入札システムによる入札書等の提出ができない場合は、指名通知の日から「電子入札による入札期間」の締切日時までの間に「紙入札参加承諾願」を契約課に持参して提出し、市の承諾を受けてください。紙入札参加承諾願は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集からダウンロードして作成してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。

市の承諾を得て紙入札を行う者は、指名通知書で指定された開札日時・開札場所において、入札書及び工事費内訳書を入札箱に投入して提出してください。この際、入札書と工事費内訳書は、ホチキス留めしてください。また、封筒に封入する必要はありません。

なお、紙入札参加承諾願を事前に提出せず、紙入札による参加の承諾を受けていない場合は、紙入札による入札参加はできませんのでご注意ください。

当市の電子入札システムへの利用者登録が完了しておらずFAXにより指名通知書を受け取った者も、同様に、上記の紙入札参加承諾願による承諾手続きが必要です。

5 入札の辞退

指名通知書を受領した入札案件について、入札書提出より前に入札の辞退を希望する場合は、電子入札システムで「辞退届」を提出してください。また、入札書提出後に辞退する場合は、開札日時より前に、電子入札システムで「辞退申請書」を提出してください。

なお、電子入札システムにより提出できない場合は、開札日の前日までに契約課に紙媒体で辞退申請書を持参して提出してください。この辞退申請書は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集からダウンロードして作成してください。（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）

当市の電子入札システムへの利用者登録が完了しておらずFAXにより指名通知書を受け取った者は、開札日の前日までに電話等により辞退の連絡をしてください。

事前に電子入札システムによる辞退届等の提出又は電話等による連絡がなく、入札書の提出が行われなかった場合は、辞退として取り扱います。

6 開札の立会い及び傍聴

電子入札においては、入札参加者による開札の立会い及び傍聴は行いません。

ただし、市の承諾を得て紙入札を行う者は、指定の開札日時に開札場所において入札書及び工事費内訳書を入札箱に投入して提出していただきます。（この際、提出は求めませんが、入札に関わる見積明細書（原稿のままでよい）を必ずお持ちください。）

7 落札者決定

予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

落札者となるべき価格で同額の入札をした者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定します。くじは、入札書提出時に入力又は入札書に記載した「くじ入力番号」を用いて、電子入札システムの自動抽選機能で行い順位を決定します。

8 落札者決定通知・入札結果公表

落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札者決定通知書を発行します。

入札結果は、入札情報公開システム及び契約課閲覧場所で公表します。

9 再度入札

初度の入札で落札者が決定せず、指名通知書（詳細版）に記載の条件を満たす場合、再度入札を行います（最大2回まで）。

再度入札を行う場合は、電子入札システムにより再入札通知書を発行しますので、再入札通知書に記載の「再入札受付開始日時」、「再入札締切予定日時」、「（再入札の）開札予定日時」、「理由」等の内容を確認して、再度入札の入札書提出を行ってください。

市の承諾を得て紙入札を行う者に対しては、開札の場で再度入札に係る日程等をお伝えします。

なお、再度入札の日程は個別の入札案件ごとに決定することになりますが、概ね、初度入札の3日後（土日・祝日を除く。）を目安として設定します。

10 その他

入札情報公開システムに掲載される指名通知書（詳細版）、設計図書等、入札参加者心得書、弘前市電子入札実施要領、弘前市電子入札実施要領運用基準等の各種要領の内容を熟読した上で入札に参加してください。

電子入札システムにおいて入札書等の提出処理を行う場合、入力ミス・工事費内訳書の添付漏れがないか必ず確認してください。

以上